

美しいひこね創造条例の一部を改正する条例(素案)

美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「(登録)」に改め、同条第 1 項中「参加登録証を申請者に交付する」を「当該申請者を登録者名簿に登録するものとする」に改め、同条第 2 項を削る。

第 9 条第 1 項中「登録者が」を「前条の規定により登録者名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は」に、「の活動実績の認定を受けようとするときは」を「について」に改める。

第 11 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 9 条第 1 項の規定による活動報告書の提出をしなかったとき。

付 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条および第 11 条第 3 号の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行った創造活動について適用し、同日前に行った創造活動については、なお従前の例による。